

富山大学教員業績情報公開規則

令和5年5月30日制定

令和6年3月26日改正

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学（以下「本学」という。）における教員の教育研究，社会貢献及び大学運営等の活動に関する業績データ（以下「業績データ」という。）の登録・公開に関し，必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本学は，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2の規定に基づく教員業績の情報公開のほか，学内外への情報発信や教員業績に関する資料等の作成に業績データを活用することを目的として，研究者プロフィールの運用を行う。

(定義)

第3条 この規則において掲げる用語の意義は，次の各号に定めるところによる。

- (1) 教員 国立大学法人富山大学職員就業規則第2条第2項に定める教育職員（附属学校園に勤務する者を除く。）
- (2) 研究者プロフィール 本学が公開する業績データを一元的に管理するため，本学が運用するデータベースをいう。

(業績データの登録)

第4条 研究者プロフィールに登録する業績データは，別表のとおりとする。

- 2 教員は，前項に規定する項目に該当する自身に関する業績データについて，定期的に確認し，更新しなければならない。

(研究者プロフィールの運用体制)

第5条 研究者プロフィールの運用に関し必要な事項の決定は，担当の理事又は特命理事の所掌とする。

- 2 研究者プロフィールの運用に関する事務は，関係部局の協力を得て，研究推進部学術コンテンツ課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか，業績データの登録・公開に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，令和5年5月30日から施行し，令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。

別表

研究者プロフィールに登録する項目

教職員略歴	・ 氏名 ・ 研究分野・キーワード ・ 取得学位 ・ 学内職務経歴 ・ 専門分野（科研費分類）
教育研究，社会貢献 及び大学運営等の 活動	・ 主要業績 ・ 研究概要 ・ 研究成果（学術論文，書籍，総説，工業所有権，症例・臨床報告，作品，展示） ・ 活動（研究発表，その他研究活動，体育系業績，その他教育活動） ・ 受賞 ・ プロジェクト（科研費（文科省・学振）獲得実績，その他外部資金獲得実績） ・ 担当授業科目